
工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和 7 年 3 月

鹿児島県環境林務部

1 策定の背景	
(1) 策定の背景	P 1
(2) 策定の目的	P 1
2 設計変更フロー	P 2
3 設計図書の照査	
(1) 設計図書の照査	P 3
(2) 設計図書の照査の範囲を超えるもの	P 4
4 設計変更	
(1) 照査内容の確認	P 6
(2) 設計変更に必要な資料作成	P 6
(3) 設計変更が可能なケース	P 7
(4) 設計変更が不可能なケース	P13
(5) 設計図書の訂正・変更	P14
(6) 設計変更の責任者	P16
5 工期・請負代金額の変更	
(1) 工期変更	P21
(2) 請負代金額の変更	P21
(3) 概算金額明示の考え方	P22
(4) 設計変更協議会での協議	P24
6 施工条件の明示	P26

(1) 策定の背景

森林土木工事は、

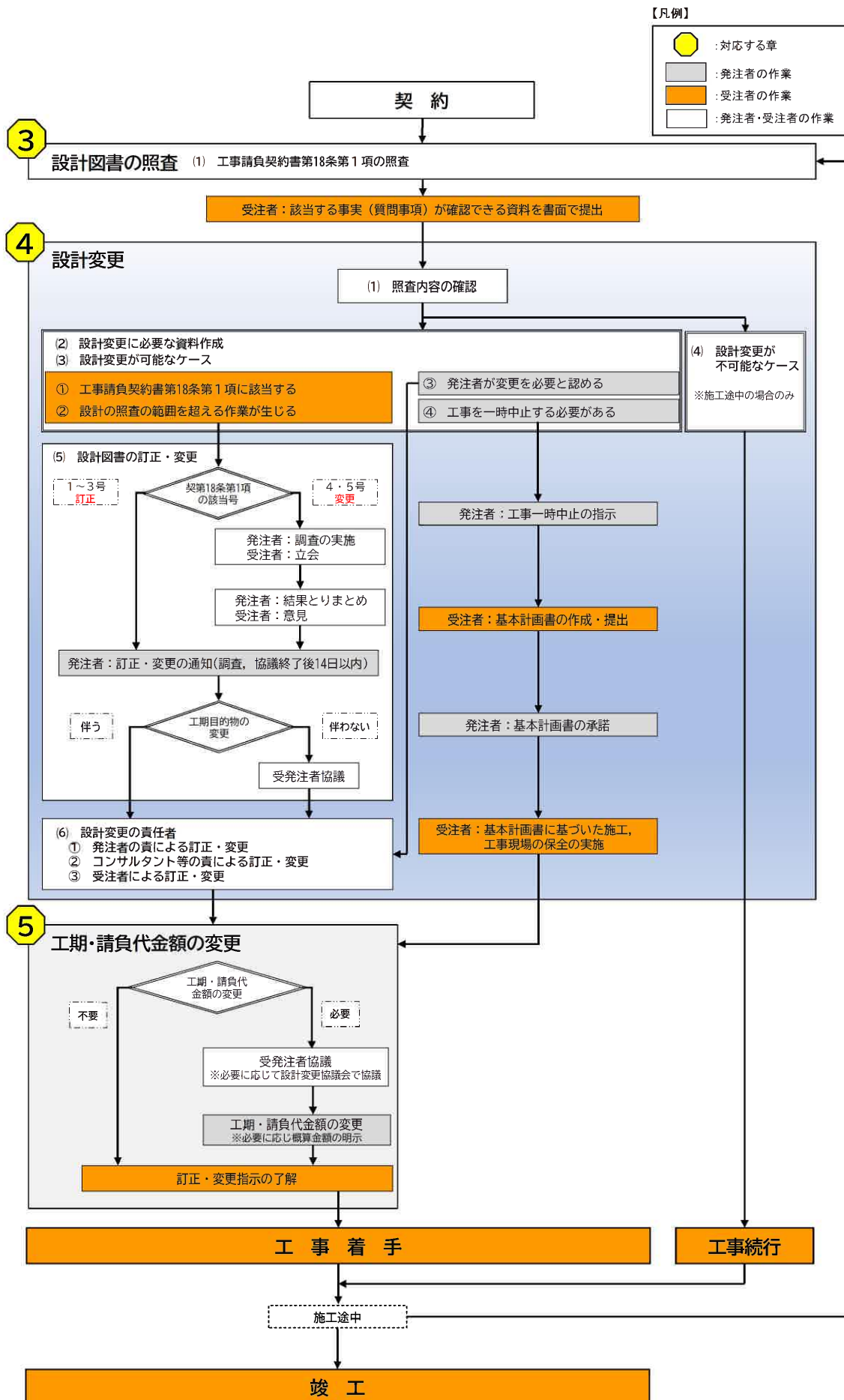
- ・ 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- ・ 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- ・ 設計図書に誤謬^{ごびゅう}、脱漏^{だつろう}、不明確な表示の場合がある。
- ・ 改正品確法の基本理念に請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が**発注者の責務**と示されている。

以上のような背景があるため、設計変更の手続きを明確にし、円滑な請負契約を執行する必要がある。

(2) 策定の目的

- ・ 契約関係の適正化，責任の所在の明確化
- ・ 設計図書の変更手続きの円滑化
- ・ 契約関係の適正化により，必要とする工事目的物の品質の確保

2 設計変更フロー



(1) 設計図書の照査

「設計図書の照査」とは、森林土木工事共通仕様書「1－1－3設計図書の照査等」に規定されているとおり、受注者は施工前及び施工途中において、自らの負担により工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号（条件変更等）に該当する設計図書に問題点が無いか確認することである。

工事請負契約書第18条（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

森林土木工事共通仕様書1－1－3（設計図書の照査等）

2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

(2) 設計図書の照査の範囲をこえるもの

森林土木工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に記載されている範囲を超える行為。

「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示す。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるものの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるものの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し，必要とする工費の算出。

(1) 照査内容の確認

発注者と受注者間で協議を実施し，適切に照査結果を確認する。

※ 発注者と受注者の協議によって，設計図書の訂正，変更が生じるようであれば，その内容を確定し，その訂正や変更を行う責任範囲を明確にする。

(2) 設計変更に必要な資料作成

工事請負契約書第18条第1項に基づき，設計変更するために必要な資料の作成については，工事請負契約書第18条第4項に基づき発注者が行うことになるが，受注者に行わせる場合は，以下の手続きによるものとする。

- ① 設計図書の照査に基づき設計変更が必要な内容については，発注者と受注者で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し，合意を図った後，発注者が具体的指示を行うものとする。
- ③ 発注者は，書面による指示に基づき，受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については，契約変更の対象とする。

(3) 設計変更が可能なケース

① 工事請負契約書第18条第1項に該当する

- ・ 図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）（第18条第1項第1号）

➤ 設計書と図面で材料の規格が一致しない。

- ・ 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（第18条第1項第2号）

➤ 条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。

➤ 条件明示する必要があるにも係わらず地下水位に関する条件明示がない。

➤ 条件明示する必要があるにも係わらず交通誘導警備員に関する条件明示がない。

- ・ 設計図書の表示が明確でない場合（第18条第1項第3号）

➤ 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。

➤ 使用する材料の規格（種類，強度等）が明確に示されていない。

➤ 水替工の記載はあるが，作業時もしくは常時排水等の運転条件等の明示がない。

- ・ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。（第18条第1項第4号）

➤ 設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない。

➤ 設計図に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。

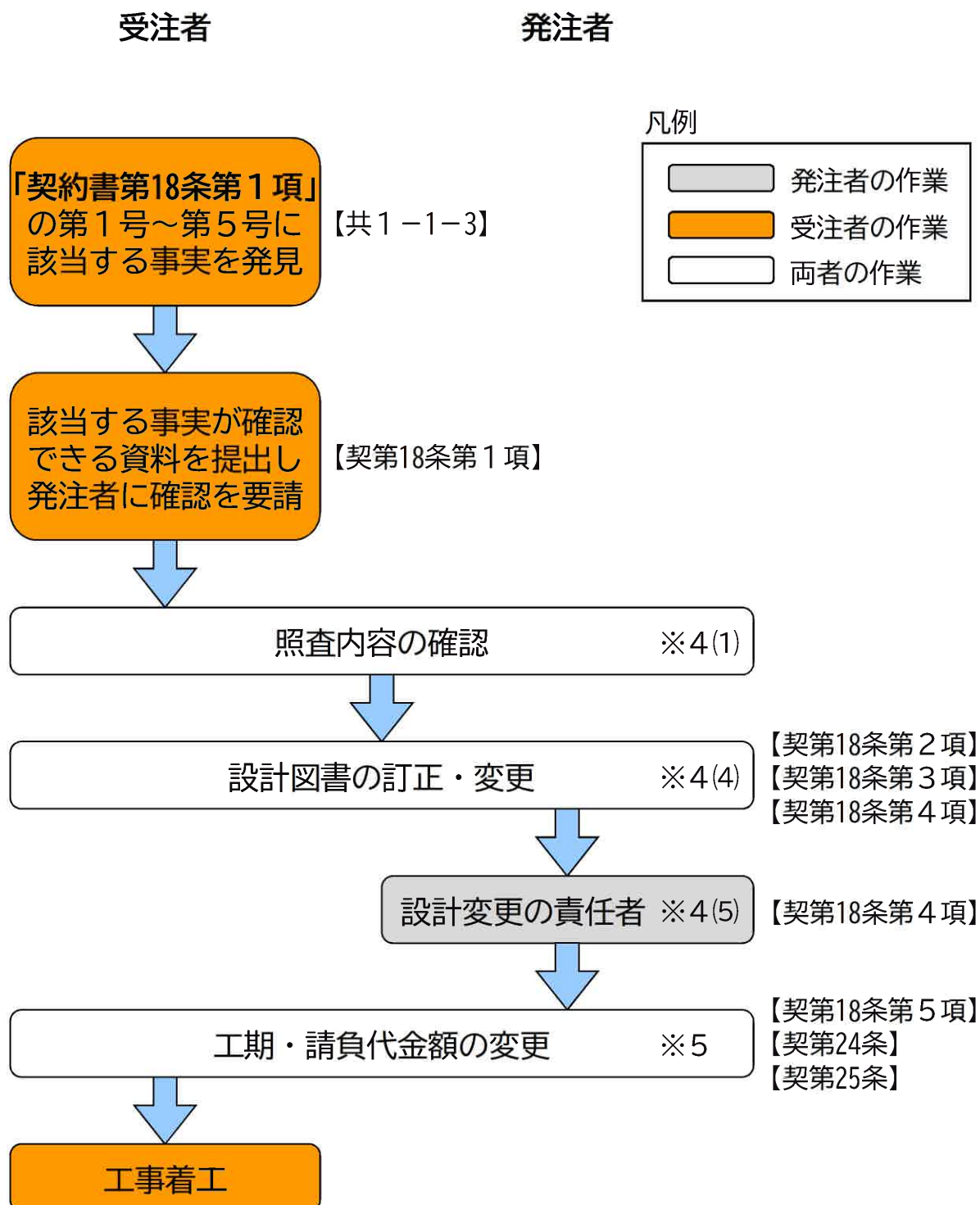
➤ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。

- ・ 設計図書で明示されていない施工条件について予測することができない特別な状態が生じた場合（第18条第1項第5号）

➤ 埋蔵文化財が発見され調査が必要となった。

➤ 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり，地盤改良が必要となった。

工事請負契約書第18条第1項に該当する場合のフロー図



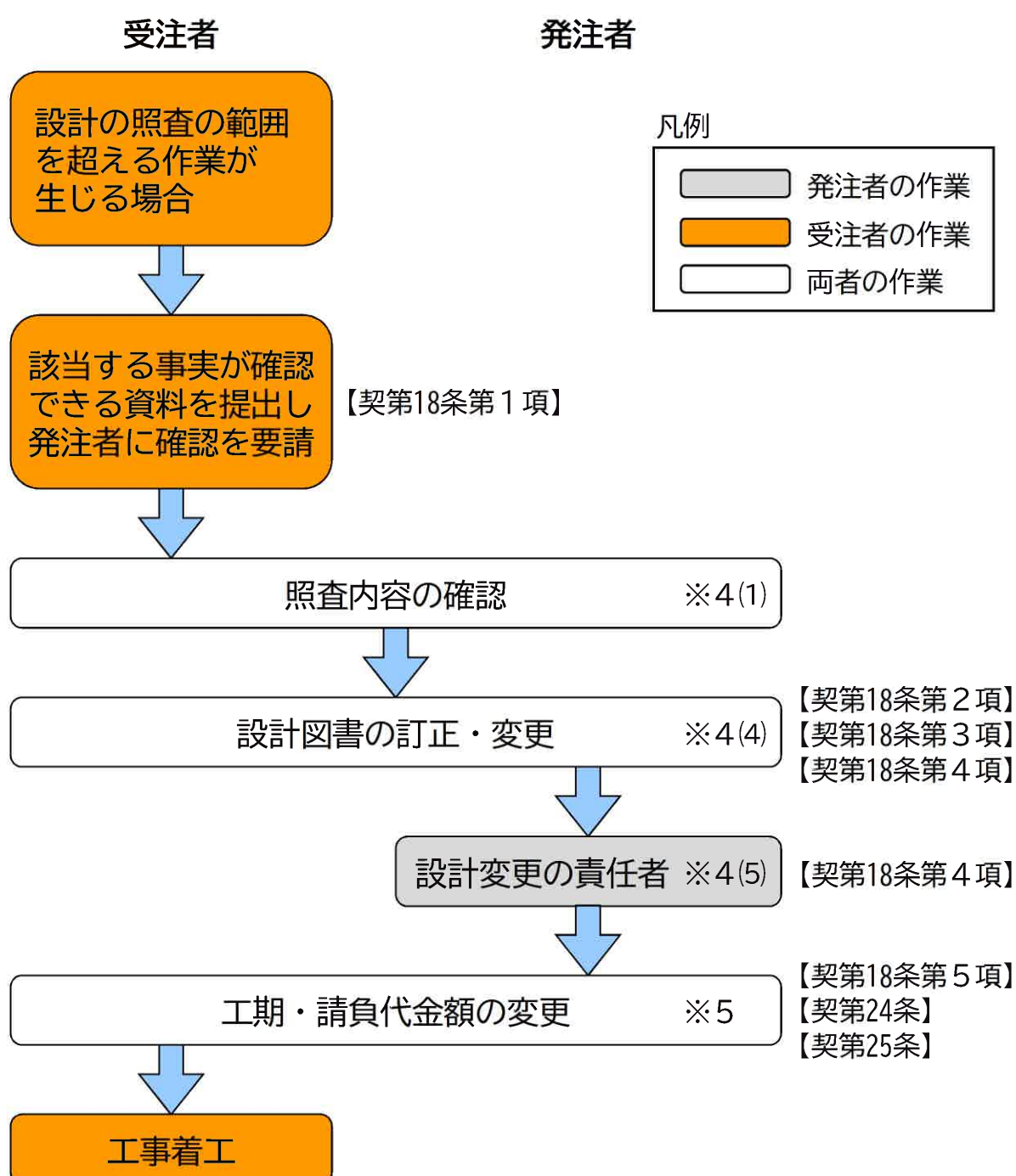
契：工事請負契約書

共：森林土木工事共通仕様書

② 設計図書の照査の範囲を超える作業が生じる

- ・ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- ※ 「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例はP 4～5

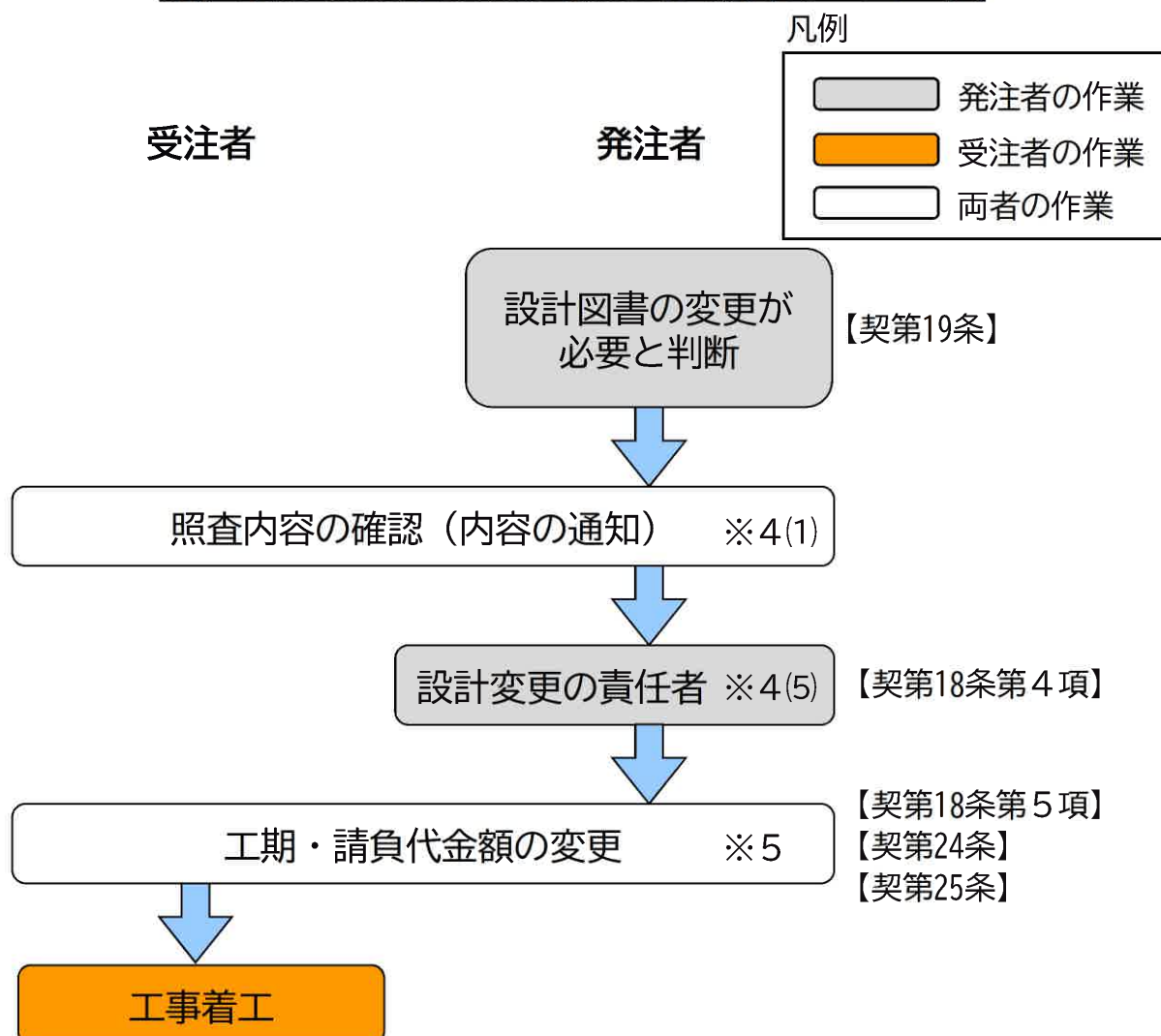
設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合のフロー図



③ 発注者が変更を必要と認める

- ・ 『工事請負契約書第19条』に示されるように、発注者は工事の施工前，施工途中必要と認められるときは，変更内容を受注者に通知して設計変更を行うことができる。
 - 地元調整の結果，施工範囲，施工時間，施工期間を変更する。
 - 同時に施工する必要がある工種が判明し，その工種を追加する。
 - 警察・河川・鉄道等の管理者，電力・ガス等の事業者，消防署等との協議により，施工内容の変更，工事の追加をする。
 - 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
 - 使用材料を変更する。
 - 関連する工事の影響により施工条件が変わったため，施工内容を変更する。
 - 隣接工事との調整で，交通誘導警備員の人数を変更する。

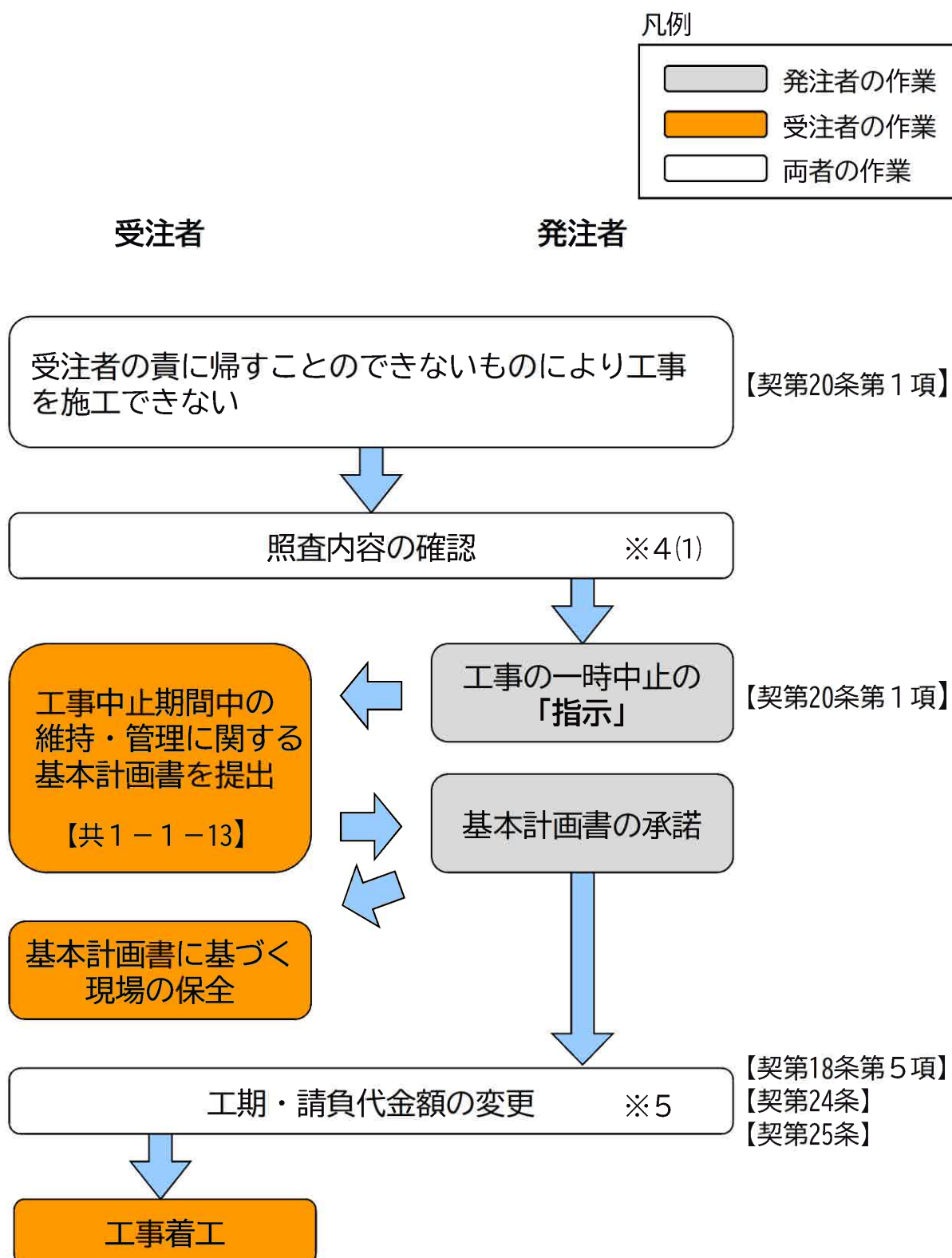
発注者が変更を必要と認める場合のフロー図



④ 工事を一時中止する必要がある

- ・ 受注者の責に帰することができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合、『工事請負契約書第20条』により、工事を一時中止させなければならない。
 - 設計図書に工事着工の時期が定められていた場合、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合。
 - 警察，河川，鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。
 - 管理者間協議の結果，施工できない期間が設定された場合。
 - 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合。
 - 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため，施工できない場合。
 - 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合。
 - 工事用地等の確保が行われていない。

工事を一時中止する必要がある場合のフロー図



(4) 設計変更が不可能なケース

施工途中において、下記のような場合においては、原則として設計変更ができない。

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答（指示）がない時点で施工を実施した場合。
- 工事請負契約書・森林土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合。

※工事請負契約書 第18条～26条

森林土木工事共通仕様書 1-1-13 ～ 1-1-15

- 正式な書面によらない事項（口頭のための指示・協議等）の場合。
- 「承諾」で施工した場合。
- 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- 任意仮設において、施工方法の変更の場合（ただし、現地条件に齟齬がある場合は除く）

(5) 設計図書の訂正・変更

- 『工事請負契約書第18条第1項に該当する場合』及び『設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合』は、『工事請負契約書第18条第4項』に基づいて設計図書の訂正か変更かを確定する。

工事請負契約書第18条（条件変更等）

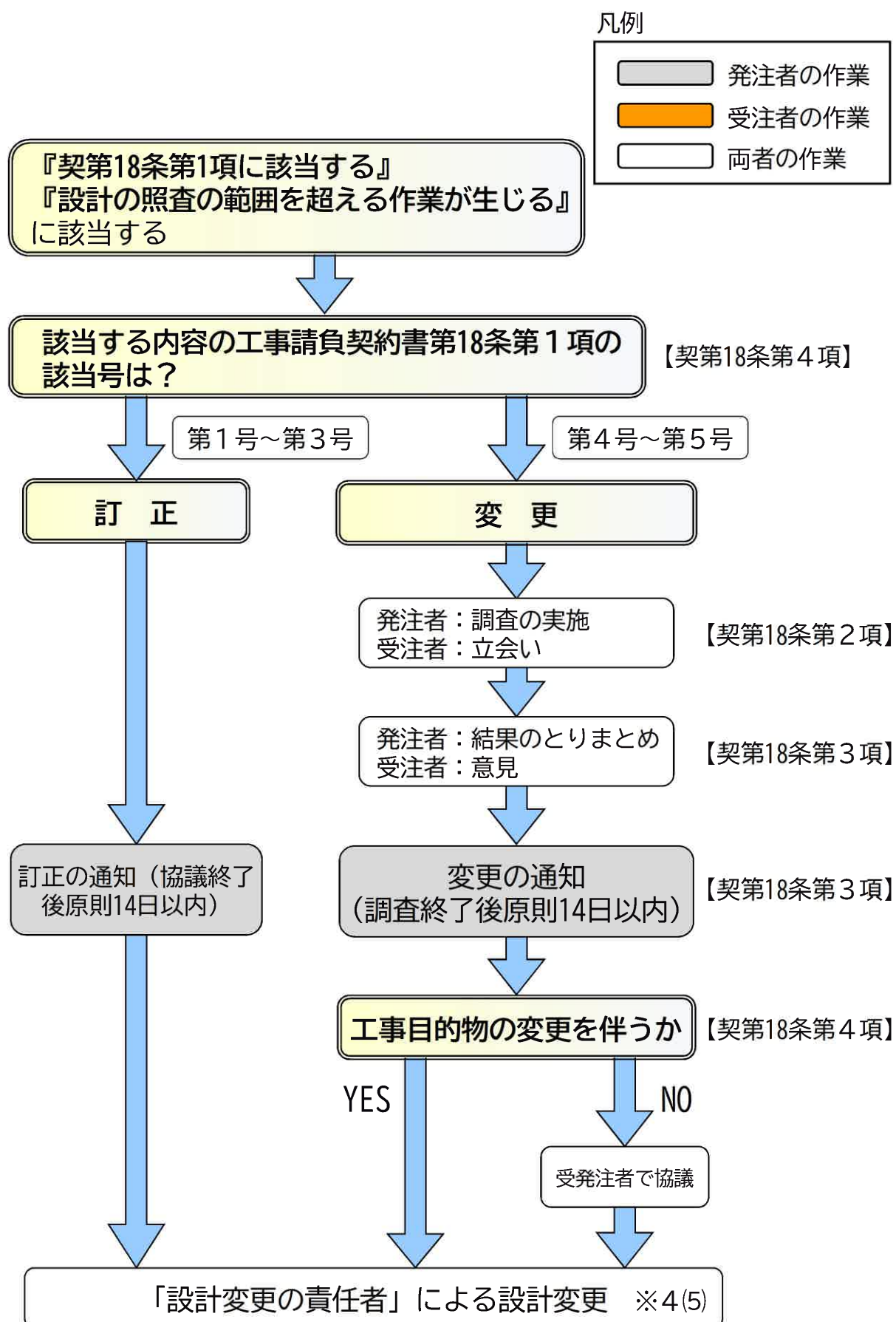
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

- 設計図書の変更の場合、『契第18条第2項、第3項』の所定の手続きを経て設計図書の変更を行う。

工事請負契約書第18条（条件変更等）

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

設計図書の訂正・変更フロー図



(6) 設計変更の責任者

- ・ 設計図書の訂正・変更は、工事請負契約書第18条第4項のとおり、発注者が行わなければならない。
ただし、受発注者の協議により、以下のとおり責任者を明確にする。

- ① 発注者の責による訂正・変更
- ② コンサルタント等の責による訂正・変更
- ③ 受注者による訂正・変更

① 発注者の責による訂正・変更

- ・ 設計図書の訂正・変更は、工事請負契約書第18条第4項のとおり、発注者が行わなければならない。
- ・ 発注者は、受注者から提出される確認資料の活用、コンサルタントへの発注を行い設計図書（設計図面、数量計算書等）の訂正・変更行う。
- ・ 発注者の責による変更において、以下の場合は、次項よりその変更作業内容を示す。なお、訂正については受注者から提出される確認資料をもとに発注者が訂正する。
 - ア 条件変更に伴う場合
 - イ 新たな構造計算が必要になった場合
- ・ 確認資料とは、
 - 現地地形図
 - 設計図との対比図
 - 取り合い図
 - 施工図（協議用図面程度であり、変更設計図ではない）

ア 条件変更に伴う場合

- ・ 工事請負契約書第18条第1項（条件変更等）に該当する変更の場合，受注者から提出される確認資料を活用して，発注者が作成することが基本である。
- ・ 発注者から提出される確認資料とは，現地地形図，設計書との対比図，取り合い図，施工図である。

条件変更に伴う場合

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	発注者	【施工前、施工途中】 ・ 受注者が作成する施工図をもとに作成する。	受注者	【施工前、施工途中】 ・ 確認資料（※1）
変更数量計算書	発注者	【施工前】 ・ 変更設計図面をもとに作成する 【施工途中】 ・ 受注者が作成する出来形数量をもとに作成する	受注者	【施工途中】 ・ 出来形数量計算書を作成

※1 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2 施工図：協議用図面程度であり，変更設計図面ではない

イ 新たな構造計算が必要になった場合

- ・ 新たに構造計算，線形等（高度）の設計が必要になった場合，発注者はコンサルタント等へ業務を発注する。
- ・ 簡易な設計の場合は発注者自ら変更図面等を作成する。
- ・ 受注者は，必要に応じて土質資料，試験結果を提出する。

新たな構造計算が必要になった場合（施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	コンサルタント等 発注者	高度な設計の場合は，コンサルタント等へ発注者が業務を発注して作成 簡易な設計の場合は，発注者が作成	受注者	必要に応じて土質資料，試験結果（技術管理費に含まれるもの）を提出
変更数量計算書	コンサルタント等 発注者	高度な設計の場合は，コンサルタント等へ発注者が業務を発注して作成 簡易な設計の場合は，発注者が作成	—	—

② コンサルタント等の責による訂正・変更

- 設計成果物に「契約不適合」がある場合、『設計業務等委託契約書第41条（契約不適合責任）』、『調査等請負契約書第41条（契約不適合責任）』に示すとおり、設計・測量・調査業務受注者に対して相当の期間を定めて、その「契約不適合」の修補又は代替物に引渡しによる履行の追完を請求することができる。

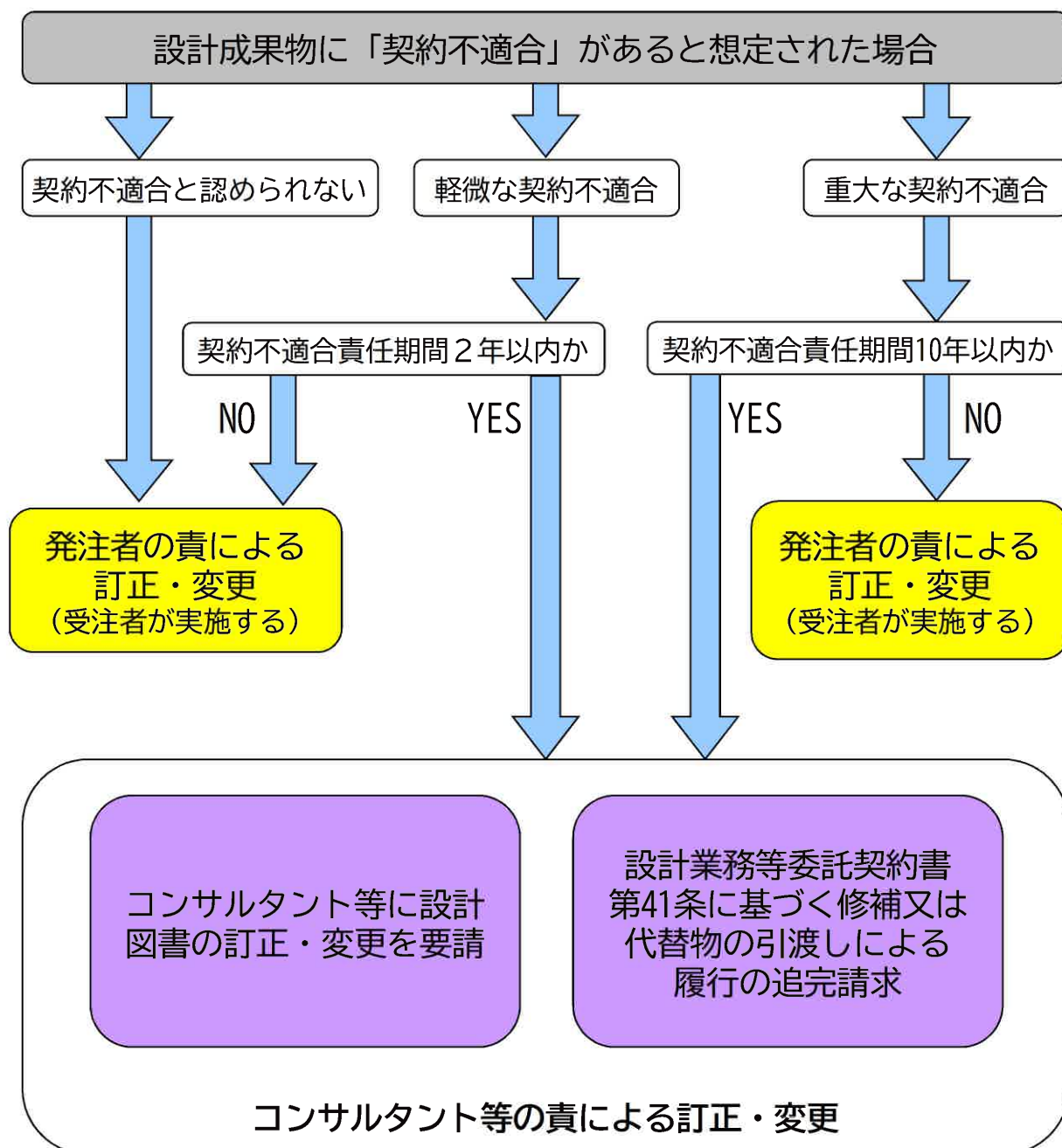
設計に契約不適合があると判断された場合 （施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	コンサルタント等 (当初受託者)	変更設計図面の作成	受注者	確認資料（※1）
変更数量計算書	コンサルタント等 (当初受託者)	変更数量計算書の作成	—	—

※1 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2 施工図：協議用図面程度であり，変更設計図面ではない

「契約不適合」が想定される場合の 変更設計図書の作成責任者確定フロー図



③ 受注者による訂正・変更

- ・ 発注者の責による場合や、コンサルタント等の責による場合で契約不適合責任期間（軽微な契約不適合2年，重大な契約不適合10年）を過ぎているときは，発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。

ただし，工事工程上やむを得ない場合は，当該工事施工業者（受注者）が訂正・変更を実施する。この場合の費用は計上する。

受注者が実施する場合 （施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	受注者	変更設計図面の作成（発注者が受注者へ発注する）	受注者	確認資料（※1）
変更数量計算書	受注者	変更数量計算書の作成（発注者が受注者へ発注する）	—	—

※1 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2 施工図：協議用図面程度であり，変更設計図面ではない

設計図書の訂正または変更が行われた場合、『工事請負契約書第24条, 25条』にもとづき, 工期・請負代金額の変更, または損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は, 発注者と受注者とが協議して定める。

(1) 工期変更

工期変更の対象であると確認された場合、『森林土木工事共通仕様書 1 - 1 - 15』より受注者は, 必要とする変更日数の算出根拠, 変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し, 協議を行い工期の変更を定める。

(2) 請負代金額の変更

発注者は, 請負代金額の変更に加えて必要な費用を負担しなければならない。必要な費用とは, 設計図書の訂正・変更によって生じた,

- ① 手戻り費用, または改造費
- ② 不要となった材料の売却損, 労働者の帰郷費用
- ③ 不要となった建設機械器具の損料及び回送費
- ④ 不要となった仮設物に係る損失

などの発注者の過失による損害賠償や, 予期できない施工条件の変更に伴い発生する受注者の費用の填補である。

発注者が負担する費用の額は発注者と受注者とが協議して定める。

(3) 概算金額明示の考え方

- ① 概算金額は、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書（妥当性を確認したもの）などを参考に記載することも可とする。
なお、記載した概算金額の出典や算出条件等についても明示する。
- ② 受発注者間の協議により変更する場合は、協議時点で、受注者からの見積書の提出がなければ、概算金額を記載しない。
- ③ 概算金額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。
- ④ なお、概算金額の明示にあたっては、受発注者相互の事務量負担軽減を図ることが必要である。
- ⑤ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
- ⑥ 緊急的に行う場合または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

【工事打合せ簿記載例】※受注者が協議する場合

第3号様式

工事打合せ簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	〇年〇月〇日
発議事項	☒ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()		
工事名	〇〇〇〇工事 (〇〇〇〇区)	請負者名	〇〇建設(株)
(内容)			
【例】 工事請負契約書第18条第4項により、別添1のとおり設計図書の変更を行うよう協議します。 なお、今回の設計図書の変更に係る変更後の請負代金額の概算金額については、下記のとおり協議します。			
記			
1 概算金額 約△△百万円 (約△△百万円増(減) 額の見込み) ※本金額は、直接工事費ベースの金額である。			
2 概算金額の内訳等は別添2のとおり			
添付図 業、その他添付図書			
発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。		
受注者	☒ 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ 緊急を要するものであるため、工事打合せ簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ その他 []		
処理	年月日: 〇年〇月〇日		
回答	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 []		
	年月日:		

係長	総括監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者
☐	☐	☐	☐	☐
印又はサイン	印又はサイン	印又はサイン	印又はサイン	印又はサイン

【工事打合せ簿記載例】※発注者が指示する場合

第3号様式

工事打合せ簿

発議者	☒ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	〇年〇月〇日
発議事項	☒ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()		
工事名	〇〇〇〇工事 (〇〇〇〇区)	請負者名	〇〇建設(株)
(内容)			
【例】 令和〇年〇月〇日付け変更指示書(第〇号)による変更後の請負代金額の概算金額は、下記のとおりである。			
記			
1 概算金額 約△△百万円 (約△△百万円増(減) 額の見込み)			
2 概算金額の算出は、別添「工事費内訳書」とおり			
※なお、本金額は参考値であり、契約変更額を拘束するものではない。			
添付図 業、その他添付図書			
発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。		
受注者	☐ 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ 緊急を要するものであるため、工事打合せ簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ その他 []		
処理	年月日: 〇年〇月〇日		
回答	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 []		
	年月日:		

係長	総括監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者
☐	☐	☐	☐	☐
印又はサイン	印又はサイン	印又はサイン	印又はサイン	印又はサイン

(4) 設計変更協議会での協議

- ① 設計変更協議会(以下「変更協議会」という。)は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上を目的として、設計変更に関する意見相違等の案件が発生した際、発注者と受注者が設計変更の妥当性協議・審議等を行い、相互の合意形成を図る場として実施するものである。
- ② 契約事項第24条に基づく工期の変更方法等、第25条に基づく請負代金額の変更方法等、第31条に基づく請負代金額の変更に代える設計図書の変更の協議として位置付けられるものである。
- ③ 変更協議会は、全ての工事において、以下 i ~ ii の案件が発生した場合、適宜開催できるものとする。ただし、通常の監督行為で解決されるような設計変更等までが発議されるものではないことに留意するものとする。
 - i 発注者と受注者間において、設計変更に関する意見の相違する案件が発生した場合。
 - ii 設計変更に関して、変更協議会の開催が必要と判断した場合。
- ④ 変更協議会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。なお、必要に応じて他の出席者を追加することができるものとする。
 - ◆発注者：担当課長，技術補佐，担当係長，総括監督員，監督員
 - ◆受注者：現場代理人，主任（監理）技術者，予算担当者

- ⑤ 変更協議会開催の発議は、発注者又は受注者問わず可能とし、事前に相手方と調整したうえで、工事打合簿により通知するものとする。
- ・ 開催場所は、原則として発注公所にて開催するものとし、適宜現場においても開催できるものとする。
なお、1回の開催で協議が調わない場合は、複数回開催することができるものとし、協議期間は協議が十分行える期間とする。
 - ・ 協議資料については、発注者と受注者がそれぞれ協議に必要な資料を準備するものとする。
 - ・ 協議記録は発注者が作成するものとする。また、協議結果については、最終的に発注者が協議記録と協議資料をとりまとめ、工事打ち合わせ簿に添付し、発注者から受注者に対して通知するものとする。

6 施工条件の明示

- ・ 施工条件の明示は、発注者の「責務」である。（「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（令和6年6月19日公布・施行）第7条第12項）
- ・ 施工条件の明示が工事の円滑な執行に資することに鑑みて、必要に応じて適切に条件明示する。

明示項目	明示事項
積算関係	1 施工箇所が点在する工事の積算 2 適切な設計変更 3 見積を活用した積算
工程関係	1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6 設計工程上見込んでいる休日日数等
用地関係	1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等 4 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害対策関係	1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

明示項目	明示事項
工事用道路関係	1 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	1 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等